

# 新温泉町総合計画

海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷

(後期基本計画)

平成24年3月策定

—安らぎと憩いの空間 新温泉町—

# 目 次

## はじめに

- 1. 計画策定の目的と役割 ..... 1
- 2. 計画の構成と期間 ..... 2

## 重点施策の展開

- 1. 最重要目標 ..... 3
- 2. 重点施策の推進 ..... 3
- 3. 重点施策の展開 ..... 3
  - A. ジオパーク・アクション（事業）の推進 ..... 4
  - B. 各産業を結んだ地域産業の振興 ..... 4
  - C. 若者の定住促進 ..... 5
  - D. まちづくり主体の育成 ..... 5

## 計画の進行管理の推進

- 1. 進行管理 ..... 6
- 2. 推進体制 ..... 6

## 後期基本計画

- 第1章 人と人との豊かな関係づくり ..... 7
- 第2章 安心な暮らしづくり ..... 11
- 第3章 こころ豊かな人づくり ..... 16
- 第4章 豊かな地域産業づくり ..... 20
- 第5章 住みたくなる環境づくり ..... 25
- （付表）まちづくりの施策体系表 .....
- （参考）用語解説 .....

資 料 .....

# はじめに

## 1. 計画策定の目的と役割

○ 我が国では、少子高齢化の進展による人口減少社会が到来しています。特に生産年齢人口の減少や世界経済の低迷とあいまって、長期的に不透明な時代を迎えています。そのような状況の中で昨年3月11日に発生した東日本大震災は、人々の幸福感や価値観に大きな変化をもたらしました。そして、暮らし全体に関わる安全と安心の保障、また良好な環境等の維持と次世代への継承、さらに自治のしくみづくりの変化を求めています。

○ このような状況を踏まえ、新温泉町に求められているものは、浜坂・温泉両地域のそれぞれの個性をさらに伸ばし、かつ、「人と人との絆」を大切にし、住民の一体感の醸成と協働によりまちづくりに取り組むことです。

本町の行政運営もこれまでにない変革期に直面しており、行政計画としても限られた地域経営資源（人・もの・金・情報）をいかに有効活用するのかという視点が求められています。したがって、従来の「あれもこれも」という総花的な計画ではなく、真に必要な施策に重点的に投資し、その達成状況を適正に進行管理する仕組みとの連動を強化するなど、目標実現のための経営的視点をもった計画とします。

このような趣旨により、基本構想の後期を「新たな5年」として位置づけ、長期的な視点から、新たな魅力と元気をもたらすまちづくりの方向性を示すこととし、「新温泉町総合計画 後期基本計画」を策定します。

○ 本計画は、「新町まちづくり計画」を継承しつつ、合併後の社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて、次の役割を担います。

① 住民、地域、事業者など多様な主体による参画と協働のまちづくりの基本方向を示す役割

② 新温泉町政の総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針となり、施策展開の基礎となる役割

③ 国や県はもとより他の市町村に対して、本町のまちづくりの考え方を明らかにする役割

## 2. 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」（後期基本計画）、「実施計画」で構成され、それぞれ次のような役割を持っています。

- 「基本構想」は、平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年間を計画期間とし、まちの将来目標やまちづくりの基本方向を示します。
- 「基本計画」（後期基本計画）は、平成24（2012）年度から平成28（2016）年度までの5年間を後期計画期間とし、基本構想実現のための具体的な施策の内容を示します。
- 「実施計画」は、基本構想・基本計画を実現するため、各年度において実施する具体的な施策の内容を示し、3年間を計画期間として毎年度策定します。計画的で効率的、かつ事業の実現性を高めるため、毎年度、「予算」、「評価」との連携を図った計画の見直しを行います。

# 重点施策の展開

## 1. 最重点目標

先に掲げた政策・施策に基づく総合的なまちづくりを推進するとともに、人口減少への対応とそれらを補完するための交流人口の増加等をめざすことにより、「まちの活力」の維持・充実や本町域の活性化を図ります。

また、これまでの「単独型・単発型まちづくり」から「連携・持続型まちづくり」への転換を図り、“ずっと住み続けたい、訪れてみたい”と思える魅力と元気のあるまちづくりをめざします。そのための手順としては、まず、交流人口の増加に取り組み、その効果として若者流出を食い止め流入者の増加をめざします。

以上より、最重点目標は次の3点とします。

### 最重点目標の設定

『定住人口の維持』

『交流人口の増加』

『地域の活性化』

## 2. 重点施策の推進

- 限られた資源の中で最重点目標を達成するためには、施策の垣根を越え、連携し、集約し、横断的で一つのまとまりのある事業を先導的・優先的に推進していくことが必要であり、そのため「重点施策」(元気プロジェクト)として位置づけ事業展開を進めます。
- 「重点施策」は、基本計画の体系を基本としつつ、社会経済情勢の変化に応じ、施策の継続性も考慮しながら進めます。
- 「重点施策」を実行するには、実行できる推進体制を構築する必要があります。そのため、適宜必要に応じ、庁内プロジェクトチームを発足するなど、推進体制の強化を図ります。

## 3. 重点施策の展開

以上により、以下の4点を重点施策として位置づけて展開します。

重点施策を基本とし、今後のまちづくりや社会経済情勢などの動向を踏まえ、適宜事業の見直しや新たな取り組みを進めます。

## A. ジオパーク・アクション（事業）の推進

### ○趣旨

- ・世界ジオパーク加盟認定をうけ、日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らしをテーマに、多様な地域資源を地域住民、民間団体、企業、行政が協働して保全するとともに、教育、観光、地域産業に活用することで、持続可能な地域社会をめざします。
- ・子どもから高齢者までの参加や参画により、交流人口の増加をめざします。
- ・地域や広域連携を推進し、世界への情報発信を行います。

### ○考えられる施策等

- ・ボランティアの育成や活動の活性化等により、自然の保護・保全に取り組みます。
- ・体験学習会の開催や大学と連携した活動等により、地域資源を生かした体験学習に取り組みます。
- ・ジオパークのフィールドにいきづく食材の採取・生産から加工、販売まで一貫したしくみづくりにより、一体的な地域産業の振興に取り組みます。
- ・先人や北前船等の歴史文化の蓄積、海・山・温泉等の資源の多様性、まちづくり等の既存の住民活動、その他食文化等の地域資源を連携し、暮らしとの結びつきの解説とともに体験できるジオツアーの企画・実施に取り組みます。

## B. 各産業を結んだ地域産業の振興

### ○趣旨

- ・経済の低迷、人口の減少、後継者の確保難等、地域の産業を取り巻く状況が厳しいなかで、安定した雇用や所得の確保等により持続可能な地域づくりを支える基礎となる地域産業を振興し、活力ある地域づくりをめざします。

### ○考えられる施策等

- ・生計が立てられる産業環境づくりを進め、後継者の確保・育成をめざします。
- ・各産業の連携を強化し、生産から加工、販売まで一貫した「6次産業化」等しくみづくりを進めます。
- ・産業団体間の情報交流や方向性の意見交換、相互支援体制等の議論等の場づくりを進めます。

## C. 若者の定住促進

### ○趣旨

- ・少子高齢化、若者の流出等が進むなかで、ふるさとの再認識、若者の住みやすさ、子育て世代への安心できる生活環境の提供等により、若者や若い世代の暮らしやすいまちづくりをめざします。

### ○考えられる施策等

- ・安心して子どもを産み育てることができるよう、保健、医療、世代間交流のしくみと気軽に集える環境づくりを進めます。
- ・若者の活躍や情報交流の場づくりを進めます。
- ・新温泉町で住みたくなるような情報発信や受け入れ体制等の環境づくりにより、I・J・Uターンの受け入れを進めます。

## D. まちづくり主体の育成 等

### ○趣旨

- ・ジオパーク・アクション（事業）の推進をはじめ、各産業を結んだ地域産業の振興、若者の定住促進等の施策を推進するため、主体の育成をめざします。

### ○考えられる施策等

- ・既存の自治会等の地縁型やNPO等のテーマ型の住民団体、産業関連団体、学校等の教育・研究機関、町等の行政機関等の多様な主体を横に結び、組織づくりを進めます。
- ・事務局等には、幅広く人材を募り、実質的で有効なしくみづくりを進めます。

# 計画の進行管理の推進

## 1 進行管理

まちの将来像及び5つの政策等を実現していくため、参画と協働によるまちづくりを基本とし、情報公開の推進を図るとともに、前期基本計画の推進時から取り組みを進めている行政評価制度に基づく「PDCAサイクル」(Plan計画→Do実行→Check評価→Action改善)により各施策の進捗状況とその成果を継続的に評価し、適正な進行管理を進めます。

## 2 推進体制

- 各施策の実行に向け、簡素で効率的な組織体制づくりを進めます。
- 推進にあたっては、町による各施策・事業の推進とともに、住民や事業者、行政が協働で取り組むまちづくりを着実に進めます。
- 進行管理を第三者の視点から行うため、「協働まちづくり委員会」など住民参画による進行管理体制を整備します。

# 後期基本計画

第1章 人と人との豊かな関係づくり

第2章 安心な暮らしづくり

第3章 心豊かな人づくり

第4章 豊かな地域産業づくり

第5章 住みたくなる環境づくり

# 第1章 人と人の豊かな関係づくり 《自立と協働》

## 1-1 住民が積極的に社会活動に参加するまちづくり

### <基本方針>

住民の地域づくりへの参画と住民意向に基づくきめの細かい地域政策を進めるため、情報提供を推進するとともに、住民の意見やニーズを的確に把握するため、あらゆる機会をとらえて多様な手段により、意見の聴取を行います。

また、行政情報やビジョンについて住民との共有を進め、情報の公開と説明責任を果たして住民と行政の信頼関係を構築します。

さらに、それぞれの主体の役割分担を明確にし、相互の認識と理解のうえに立つて、共通の目的をもった「参画と協働」のまちづくりを進めます。

### (1) 行政情報の提供・公開と住民意見の聴取を進めます

#### <施策の内容>

#### ① 住民に分かりやすい情報を提供します

本総合計画の住民への周知に努めることをはじめ、広報・公聴活動の充実や情報の公開と個人情報の保護を図るほか、行政手続の簡素化、透明化を進め、参画と協働によるまちづくりの一層の推進を図ります。また、新温泉町ホームページに動画配信を行うなど、積極的に情報を提供します。

#### ② 住民の声を積極的に聴取します

- 住民の意見やアイデアを常時収集し、意見交換や情報交流する手段や方法を検討し、町政に生かすしくみを実施します。
- 住民の声を行政に的確に反映するため、支所を本町の地域経営にふさわしい組織・体制にするとともに、本庁と支所の連絡調整を密にし、地域の課題への対応及び意思決定の迅速化を図ります。
- 各種委員会における委員の公募とパブリックコメントを積極的に実施し、住民の意見がまちづくりに反映される体制を整備します。

### (2) 住民の活発な活動を支援します

#### <施策の内容>

#### ① 住民の参画と協働を進めます

- 人と地域を大切にしたまちづくりの基本的な姿勢や理念等を明文化する「町民憲章」の制定をはじめ、住民、事業者、行政の役割を明確化し、力を合わせてまちづくりに取り組むため、「協働まちづくり委員会」を核とした住民と行政の参画と協働のまちづくりを推進します。また、まちづくりの基本的なルールを定めた自治基本条例の制定に取り組みます。
- 住民、特に若い人の積極的参画による開かれた組織づくりと親しみやすい活動の展開を図り、住民参画の輪を広げ、意見やアイデアを町政に生かすしくみを整えます。
- まちづくりに関する研修や人的交流ネットワークの拡充などにより、人材育成を進めます。
- 町のさらなる一体感の醸成と個性づくりのため、町花、町木、町鳥、町歌の

制定等、町のシンボルづくりとその普及啓発に取り組みます。

## ② 自主活動団体等を支援します

- 住民と住民の協調、共存を深めるため、各種団体の統合や連携による組織強化、ボランティア、NPO<sup>\*1</sup>等の育成、支援を推進し、ともに支え合いながら総合力を発揮するまちづくりを進めます。
- 民間の法人や団体の優れた技術や経営感覚をまちづくりに生かすため、団体等と行政のパートナーシップ<sup>\*2</sup>を強化し、それぞれの特性を生かした役割分担のもと、公共と民間の協働体制を強化し、第三セクターや公益法人等も活用しながら、官民一体となったまちづくりを進めます。

## 1-2 健全な行財政を運営するまちづくり

### <基本方針>

行財政の省力化・効率化への対応や住民の求める利便性・迅速性に的確に対応するため、コンピュータネットワークなどによる電子自治体づくりを進めます。

また、基礎自治体として総合的な行政を展開し、地方分権を確立するため、より一層自立性の高い地域社会づくりに努めます。

さらに、事務事業の見直し、定員の適正化を行うとともに、公共施設の有効活用や広域的な行政を推進し、効率的な財政運営による経費節減を行い、将来にわたる安定した行政サービスの提供が可能な財政基盤の確立を進め、地域の持続的発展を図ります。

### (1) 効率的な行財政運営を推進します

#### <施策の内容>

#### ① 公正でシステム化した事務処理に努めます

- 組織・機構の見直しによる業務執行体制の効率化を図り、スリムな行政組織の構築を推進します。
- 自治体情報の電子化の推進とともに、行政評価制度<sup>\*4</sup>に基づき、業務改善サイクルであるプラン（計画）・ドゥ（実行）・チェック（点検）・アクション（改善）を職員一人ひとりに徹底することを通じて、効果的・効率的な行政運営に努めます。
- 多様化する住民ニーズに的確に対応していくため、公の施設の運営に民間の能力を活用する道を開き、効果的かつ効率的な施設管理をめざします。

#### ② 住民に信頼される事務を行います

「町人材育成基本方針」に基づき、職員の政策立案能力の向上を図るとともに多様化、高度化する行政事務についての的確に対応できる職員配置等により、親切でわかりやすい高度な行政サービスの提供に努めます。

#### ③ 行政コストの削減に努めます

「行財政改革大綱」及び「同実施計画」に基づく事務事業の見直し、職員数の削減及び給与の適正化など、行政コストの削減に結びつく取り組みを進めていきます。

## (2) 広域的な行政を推進します

### <施策の内容>

#### ① 他市町等と連携して事業を進めます

町域を越えた行政需要に対応するため、近隣市町等と連携協力して一部事務組合などによる幅広い広域行政を進め、効率的な事務執行を推進します。

#### ② 定住自立圏構想に取り組みます

但馬と因幡の結節点である本町の立地を生かし、密接な生活圏を形成する自治体と連携することにより、圏域としての魅力を高め、生活基盤の充実を図ることを目的として「定住自立圏構想」<sup>※3</sup>に取り組みます。

## 1-3 連携・交流を促進するまちづくり

### <基本方針>

- 地域の絆の再認識の視点から、浜坂・温泉両地域をはじめ小学校区や集落単位等の既存組織の役割を認識・評価し、区・町内会、婦人会、老人クラブなど住民に身近な分野を中心に、組織の連携や支援に努めます。その方策のひとつとして、学校の統廃合で生じる施設等の有効活用を図ります。

また、従来から地縁的なコミュニティ活動とともに、様々なテーマへの関心で結びついた活動を支援し、きめ細やかで多様な地域コミュニティの育成・充実を図ります。

さらに、子ども、高齢者及び障がい者が自立して社会参加ができ、人権を尊重し、こころが通い合う地域コミュニティを生かし、ともに支え合うまちづくりを進めます。

- 世代を超え、男女共同参画により、近隣やより広域的な地域間連携・交流を促進し、恵まれた自然を生かした地域振興を展開します。
- 国際的な連携・交流のために、国際的視野をもった人材を育成するとともに、住民・民間レベルでの相互理解の深まり、進展を図るため、伝統ある農林水産業や温泉等の生活文化に育まれた日本のふるさとの特性を生かし、東アジアをはじめとした国際交流を推進します。

## (1) 地域コミュニティの活性化を促進します

### <施策の内容>

#### ① 地域活動の拠点整備を図ります

地域の活動拠点として、地域コミュニティ活動施設等の整備を支援するとともに、施設の多様な利活用を進めます。

#### ② 地域コミュニティの活動を応援します

各集落を基本とした既存コミュニティ活動組織の活性化、地域の主体性や地域リーダーづくり、住民一人ひとりが自己実現のためにボランティア活動等が行える人づくり、そのための情報提供や場づくりのための施設の充実を行います。

#### ③ 町内における地域間交流を促進します

自治会やコミュニティなどにおける地域活動や、共通の目的をもったグループ

活動、さらには異世代・同世代間の交流活動などを通じて、町内における住民同士の交流を促進し、新温泉町民としての一体感の醸成に努めます。

また、まち歩き案内所を浜坂駅前に設置し、まちの観光案内所機能に加え、まちづくりグループなど住民活動の拠点施設として活用し、住民参加によるまちの交流人口の増大を図ります。

## (2) 隣接地域や国内との連携・交流を促進します

### <施策の内容>

#### ① 他市町等との住民交流を図ります

- 山陰海岸ジオパーク構想の具体化をめざし、京都府、鳥取県、兵庫県の3府県と関係市町等の連携強化を図るとともに、県境を越えた新たな広域的連携に取り組み、広域観光の推進など地域の活力を高めるまちづくりを進めます。
- 他地域との連携・交流について、友好都市、ふるさと会員とのフレンドリーな交流の推進を図るとともに、地域の資源や歴史・文化を活用した「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、いなか体験型の観光交流や体験学習機能を高めます。

#### ② 山陰海岸ジオパーク構想を推進します。

山陰海岸国立公園が、平成22年10月に「山陰海岸ジオパーク」として世界ジオパークネットワークに加盟認定されました。この世界的な評価を得た地質遺産を保全するとともに、教育活動、観光振興、地域産業の振興に活用するため、山陰海岸ジオパーク推進協議会と連携して各種事業を推進します。

## (3) 海外の国と人との連携・交流を促進します

### <施策の内容>

#### ① 国際的視野をもった住民を育てます

- 国際交流活動をはじめとして、広く海外との交流を促進し、人材、情報、文化など、幅広い交流活動を推進していきます。
- 新温泉町国際交流協会を中心とした、ホームステイ等の民間交流活動を積極的に支援し、中学生の国際理解教育の促進と住民の国際感覚の醸成を図ります。

#### ② 外国人が住みやすいまちをつくります

- 在日外国人が地域の一員として産業面や文化面で活動できるよう、地域への参加促進や外国語による情報提供に努めます。
- 案内看板の外国語標記や案内窓口の充実など、来訪される外国人が過ごしやすい環境づくりを推進します。

## 第2章 安心な暮らしづくり 《安心》

### 2-1 災害に強いまちづくり

#### <基本方針>

東日本大震災を教訓として、火災をはじめ、地震、風水害、土砂災害、雪害等の対策基盤の整備とともに、地域での人と人とのつながりが重視されています。火災や災害が発生した時には、行政・地域・住民がそれぞれの立場で公助・共助・自助の役割を果たし、一人ひとりが常日頃から火災予防や災害に対する備えの意識を持った地域づくりに取り組みます。

さらに、広域防災体制との整合を図りながら、「地域防災計画」と「国民保護計画」に基づいて、自主防災会の機能強化、地域防災拠点の整備、備蓄倉庫をはじめ防災資機材等の整備などを進めていきます。

また、住民の生命・財産を守るため、消防施設・車両を整備するとともに、消防団組織の充実及び防災機能の強化に努めます。

#### (1) 災害に強いまちをつくります

##### <施策の内容>

##### ① 災害に強い基盤をつくります

災害に対し強い山や川の自然保全、道路や公共施設等の点検・整備を進め、地震等の災害に強い基盤をつくります。

##### ② 住民の防災意識を高めます

災害時における一人ひとりの判断力の育成をはじめ、日常の準備や訓練、自主防災会等の組織力の強化と自主防災連絡会の再構築を行い、住民の防災意識を高めます。

##### ③ 防災体制を充実します

社会情勢や災害教訓を踏まえた上での防災協定の協議をはじめ、防災計画の見直しを図るとともに、非常時の連絡体制強化のため、防災行政無線とCATV<sup>\*4</sup>の機能強化や「しんおんせん防災ネット」の運用とあわせて、災害情報や避難情報などの緊急情報を正確に発信し、防災体制の充実を図ります。

また、防災無線のデジタル化とドクターヘリ発着場の計画的整備を推進します。

##### ④ 消防救急体制を充実させます

増大する消防・救急需要や複雑多様化する各種災害に的確に対処するため、常備消防及び消防団の施設・人員の整備充実を図るとともに、消防ポンプ車及び可搬式ポンプの更新、防火水槽の増設、消火栓の移設・新設など、消防施設の整備を図り、地域防災力の向上を図ります。

##### ⑤ 「国民保護計画」に基づき、体制を整えます

「国民保護計画」に基づいて、有事に際し、行政機関・地方指定公共機関や消防団など迅速に対応できる体制を整えます。

## 2—2 安心して暮らせるまちづくり

### <基本方針>

「人にやさしい道づくり」として、道路・歩道等の交通安全施設の整備やドライバー、歩行者の交通安全意識の高揚を図ります。

また、悪徳商法や多重債務などの身近な消費者問題を未然に防ぎ、住民が安心して生活できる体制づくりを進めます。

### (1) 安心して暮らせるまちをつくります

#### <施策の内容>

#### ① 交通事故のない町をめざします

- 交通安全を機会あるごとにPRして、住民と一体となった取り組みをします。
- 各集落、PTAなどから要望のあった危険個所について取りまとめ、国・県・警察に改善を依頼し、交通対策委員会で協議を進めるなどの対応により、交通事故のない町をつくります。

#### ② 安心して消費生活ができるまちをつくります

広報、CATV、町ホームページ等で消費者情報の提供を行って消費者意識の高揚を図り、消費者取引のトラブルを未然に防ぎます。また、消費生活相談室に専門相談員を配置するなど相談窓口の充実を図り、万一被害にあった際の対応等について関係機関及び消費者団体と連携し、安心して消費生活ができるまちをつくります。

## 2—3 健康に生きるまちづくり

### <基本方針>

健康づくりの主役は住民自身です。「自分の健康は自分で守る」を基本に、地域の健康づくりのための住民参加をさらに進め、生活習慣の改善など健康づくりの運動全体を活性化させていきます。

また、住民自らが自分の健康に対する関心を高め、主体的に健康づくりができるような環境整備を積極的に進め、健康づくりや生活習慣予防など健診の必要性を認識する機会をさらに増やし、健診率の向上を図ります。

さらに、「公立浜坂病院医療体制大綱」に基づき、公立浜坂病院において良質かつ適切な医療を効率的に提供し、継続可能な「安心」を確保するとともに、各診療所をはじめ町内医療機関や保健福祉センター等とも連携しつつ、住民の健康づくりを地域ぐるみで支えます。

### (1) 住民自らの健康づくりを支えます

#### <施策の内容>

#### ① 生涯にわたる生活習慣病予防の確立を進めます

メタボリックシンドローム<sup>※5</sup>などの生活習慣病の予防のためには、健診結果で異常を早期発見するだけでなく、正常な範囲であっても検査値の経年変化に注目することが必要であるので、「健康増進計画・食育推進計画」に基づき、生活習慣

病の予防と生涯を通じた健康づくりに取り組みます。

- ② 保健・医療・福祉・教育機関との機能的な連携により健康づくりを支えます
  - がんや心臓病、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病を減少させ、健康寿命を延ばすために、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立を支援します。
  - 乳幼児期や、学齢期、青・壮・高齢期に応じて、健康を増進し発病を予防する一次予防に重点をおいた健康課題の取り組みを住民とともに展開します。
  - 生活習慣改善のために食生活、身体活動、タバコ・アルコール、歯の健康などについて事業を実施します。
  - 公立浜坂病院・3つの診療所等の効率的な活用と住民の利便性の向上を図り、地域の実情に応じた医療サービスを提供するため、県や郡医師会・歯科医師会、町内医療機関とともに「かかりつけ医」の活動の充実を図ります。
  - 自殺予防対策として、リーフレットの配布や相談事業の充実を図り、「こころといのちを支える地域づくり」を推進します。

## 2—4 安心して子育てができ、高齢者や障がい者等が暮らせる

### まちづくり

#### <基本方針>

- 地域福祉力の向上、地域包括体制の整備や自立支援サービスの充実、利用しやすい福祉サービスの整備、安心して出かけることができる環境づくりなどを進めています。
- 人口減少と高齢化が同時に進行する中で、「次世代育成支援行動計画」に基づいて、子どもを生み育てやすい環境づくりをめざし、保育サービス等の充実を図るとともに、企業等の協力を得て、育児休暇制度等が活用・取得できる地域づくりなど子育てを地域全体で支援していきます。
- 「高齢者保健福祉計画」「障害者福祉計画」等に基づく介護サービスや障がい福祉サービス等の充実により、高齢者や障がい者等が自立して、安心して暮らせるように支援します。
- 一人暮らし高齢者や障がい者の緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するとともに地域での見守りや支え合いなど連携と協働による地域づくりを形成するため、住民の参加・参画による福祉のまちづくりを進め、地域のふれあい、支え合い活動を推進します。

#### (1) 安心して子育てができ、高齢者や障がい者等が暮らせるまちをつくりま

す

#### <施策の内容>

##### ① 地域福祉の充実に努めます

多様化した福祉ニーズに応えるため、社会福祉協議会を地域に密着した在宅福祉サービスを提供する中核的組織と位置づけ、協働することで住民参加型の幅広い活動を展開しながら、地域の福祉サービスの充実を推進します。

## ② 仕事と子育ての両立支援に努めます

- 多様な保育ニーズに対応し、時間外保育や休日保育の検討など保育サービスの充実、また、ふれあいセンター、認定子ども園、子育て支援センターを「幼児教育の拠点」として充実を図ります。さらに、児童館の設置について検討します。
- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という理念のもとに、自治会活動や地域での青少年育成活動等との連携を強化するとともに、高齢者と地域の子どもたちとのふれあいの場の創出等、世代間交流を含めた地域交流活動を実施します。
- それぞれの家庭が自立した生活が営めるよう子育ての経済的な負担を軽減するために、医療や手当等各種支援制度の充実について国、県へ要請をし、また連携しながら、子どもを持つ家庭への支援を実施します。
- 一人親家庭等の生活安定、自立促進を図るため、相談・指導体制の充実、各種制度の周知・活用を進めます。
- 要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携して、児童虐待防止対策を進めます。

## ③ 高齢者等が安心して暮らせるように支援します

- 一人暮らし高齢者や障がい者の緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するため緊急通報システムの普及に努めます。
- 高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち充実したところ豊かな生活が送れるように、老人クラブなどの仲間づくりやさまざまな人々との交流、シルバー人材センター等能力と経験を生かした就労や積極的な社会参加の場の創出に取り組んでいきます。

## ④ 介護サービスで高齢者が自立できるよう支援します

- 民間と連携しながら、高齢者福祉施設や特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホームの整備充実を図ります。
- 地域包括支援センターを中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくための様々なニーズに対して、必要な支援を包括的に提供していきます。
- 生活機能の低下を視点とした介護予防を推進し、要介護状態の発生を防ぐとともに地域で安心して暮らせるように、いきいきサロン等の支援をはじめ介護予防と総合相談支援、家族介護支援など、より効果的で継続的なマネジメントを充実していきます。

## ⑤ 障がい者等が自立できるよう支援します

- 障がいを早期に発見し、適切な療育を実施することにより、乳幼児期における成長、発育の促進に努めます。
- 障がい者へのホームヘルプサービス、外出時の移動介護など在宅サービスの充実を図り、障がい者が地域で安心して生活できるよう支援します。
- 医療機関でのリハビリ、デイサービス事業での機能回復訓練や訪問リハビリなど兵庫県健康福祉事務所や一般開業医、介護保険事業者との連携も図り、地域における医学的リハビリテーション<sup>※6</sup>・サービスの効果的な提供について体系化を進めます。
- 精神障がい者の地域生活を支援するため、町と兵庫県健康福祉事務所が連携

をとり、相談体制の強化に努めます。

⑥ 高齢者や障がい者への理解を深める教育を充実します

- ノーマライゼーション<sup>\*7</sup>の理念を踏まえ、誰もが歳をとりまた誰もが障がいをもつ可能性があるという認識のもと、障がい等に対して正しい理解を深めるため、積極的に広報、啓発活動など推進します。
- 子どもから大人まで広く参加できる学習体験やボランティア活動、地域福祉活動の機会の充実に努めます。

## 第3章 心豊かな人づくり 《誇り・生きがい》

### 3-1 人権が尊重されるまちづくり

#### ＜基本方針＞

人権尊重については、さまざまな差別の解消にむけて差別の実態を把握するとともに、同和問題をはじめとするあらゆる差別に対する人権学習の場を関係団体の協力を得て開催します。また、学校教育及び家庭、地域、職場などのあらゆる機会を通じて広く意識啓発を行い、お互いの人権が尊重される「人権文化」が息づくまちづくりを推進します。

また、男女が性別に関わりなくお互いの可能性を認め合い、あらゆる分野において共に参加・参画することができる「健康でいきいきと暮らせる男女共同参画社会」の実現に向けて、「男女共同参画プラン」に基づく啓発と環境づくりを推進します。

#### (1) 人権を尊重したまちづくりを進めます

##### ＜施策の内容＞

##### ① 人権問題の解消に向けた推進体制を確立します

人権教育・啓発推進体制を充実し、指導者の育成とともに、人権相談・人権ネットワーク体制の充実を図ります。

また、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人問題等、日常の暮らしの中で起こる様々な課題に積極的に取り組むため、町人権教育協議会・地域・団体・行政等の連携を図ります。

##### ② 人権意識の高揚に向けた啓発活動を行います

人権の正しい理解と認識を深めるために、教育活動全体を通して人権学習会を積極的に開催し、住民の人権意識の高揚を促進します。

#### (2) 男女共同参画社会づくりを進めます

##### ＜施策の内容＞

##### ① 男女共同参画のまちづくりを推進します

○ 男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性や能力を発揮できる環境づくりを進めます。

○ 行政の審議会・委員会などへの女性登用を積極的に取り組み、男女が共に家庭生活における活動と他の活動が両立できる環境づくりを進めます。

○ 新温泉町男女共同参画社会プランの実効性をより高めるため、実施計画の重点的な取り組みや指標に基づき、男女共同参画にかかる施策の着実な推進を図ります。

### 3-2 次世代の担い手を育成するまちづくり

#### ＜基本方針＞

○ 新温泉町教育振興基本計画に基づき、生涯にわたって生き生きと輝く教育をめ

ざします。

- 学校教育に地域住民が参画し、学校ボランティア活動を推進するため「いきいき学校応援団」を活用するとともに、すべての学校でオープンスクール事業等を実施し、保護者や地域住民へ積極的に情報提供し、開かれた学校づくりと信頼される学校づくりを推進します。
- 子どもたちの創造性を伸ばし、豊かな人間性や社会性を身につけることができるよう、自然体験や社会体験などの多様な体験活動ができる環境づくりに努め、「生きる力」をはぐくむ教育を推進します。
- 幼児期(就学前)から小・中学校、さらには地域の高等学校までの連携を強化し地域の特色ある学校園づくりを推進します。
- 若者の自主・自立性を発揮することにより、自己決定・自己責任の原則のもと少子高齢化や多様化する住民ニーズに対応するため、引き続き若者の定住化と次世代の担い手の育成について、効果的な対策を検討します。

### (1) 家庭・地域・学校の連携による教育環境をつくります

#### <施策の内容>

##### ① 住民参加による教育環境の充実を図ります

地域社会をフィールドとした「トライやる・ウィーク」の実施とともに、オープンスクールの実施などによる学校情報の積極的な公開を行います。

##### ② 参加・体験型学習の充実を図ります

海と山に学ぶ自然学校等の体験学習の推進、総合的な学習による全校生やグループでの学習機会の拡充を進めるなど、特色ある学校づくりや教育内容の多様化に努めます。

### (2) 青少年が健全に育つ環境づくりを進めます

#### <施策の内容>

##### ① 青少年を取り巻く環境整備を図ります

地域全体で子育てに取り組むため、優れた指導者や組織の育成に努めるとともに家庭や地域の教育力を高め、大人自ら学ぶ場づくりを進めます。

##### ② 児童の健全育成を図ります

放課後の学童の安全で健やかな居場所づくりを推進するなど、児童の健全育成を図ります。

### (3) 学校教育環境の充実を図ります

#### <施策の内容>

##### ① 通学環境の改善に努めます

##### ② 教育施設の整備・改善を図ります

○ 幼年人口の推移と園児、児童、生徒数を考慮し、地域住民の理解と合意形成のもとに幼稚園、小学校及び中学校の連携強化に取り組みます。

○ 小中学校の施設整備等教育環境の充実に努めるとともに、より安全面に配慮した施設整備を行います。

##### ③ 教育環境の整備・指導体制の充実を図ります

○ 問題解決型学習の導入や教材・教具の開発などを通じて、基礎・基本となる学

習内容の定着と、確かな学力の向上に努めます。

- 新学習システムや選択履修、総合学習の展開など、個々の興味や適性に応じた学習指導を行います。
- 国際理解教育、環境教育など時代の要請に基づく教育課題に適切に対応していきます。

#### ④ 健康管理・食環境の改善を図ります

海の幸や山の幸等豊かな食文化を育む食育や給食指導によって健康教育の充実を図ります。

### (4) 郷土への理解と愛着を育みます

#### <施策の内容>

#### ① ふるさとを愛する次世代の担い手を育成します

地域の歴史や文化、産業などを学ぶふるさと教育や自然とのふれあいを通して、郷土への理解と愛着を育むとともに、若者が町に誇りを持ち、さまざまな地域活動に参加・貢献できるよう支援します。

## 3-3 生きがい・楽しみ・誇りづくり

#### <基本方針>

- 数多くの歴史・文化遺産の保護・保存・活用を図り、特色ある地域文化の創造と振興を図ります。
- 芸術・文化イベント、文化交流等を積極的に推進することにより、地域の総合力や魅力を高め、感性豊かな人を育てる風土を醸成します。  
また、住民が自分の意思に基づいて主体的に取り組む「学習」活動を支援します。
- 住民が生涯を通じて、いつでも自由に学習できる機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築をめざします。

### (1) 地域の歴史文化を守り、育みます

#### <施策の内容>

#### ① 地域文化の継承と創造を図ります

歴史・文化遺産を保護・継承するとともに、新たな地域文化の創造を図ります。

#### ② 郷土文化の保護・保存・活用を図ります

郷土文化の価値を明らかにし、その保護・保存を図るとともに、その活用に努めます。また、住民の保護意識の高揚に努めます。

#### ③ 歴史的景観の保護・保存・活用を図ります

町内に残る特徴的な歴史的景観地区の整備、活用に努めます。

### (2) 芸術や文化を育みます

#### <施策の内容>

#### ① 芸術・文化団体を育成・支援します

芸術・文化活動組織の活動を支援し、リーダーの育成を図ります。

② 住民の芸術・文化の鑑賞と創作活動を促進します

住民が優れた芸術や文化に接する機会や住民自らが発表する場を提供することにより、質の高い芸術文化を育て、日常生活に密着した創作活動の芽を育みます。

③ 地域における世代間交流を推進します

地域における世代間・地域間交流を深め、豊かな人間形成と地域づくりを促進します。

(3) 楽しみや生きがいを感じる学習・スポーツの場や機会をつくります

<施策の内容>

① 生涯学習のための推進体制を確立します

○ 「だれでも・いつでも・どこでも」学習できる生涯学習のための推進体制を確立するとともに、公民館を中心として家庭、青少年、成人、女性、高齢者、障がい者など、それぞれ住民のニーズに応じた各種教室や講座の充実を図ります。

○ 地域における生涯学習の拠点として、地区公民館活動の充実を図ります。

② 生涯学習施設の整備充実を図ります

生涯学習関連施設の整備充実を図ります。特に、住民の自主学習施設として図書館機能の充実とネットワーク化を進め、利用者の立場に立った図書館の利便性の向上に努めます。

③ 住民のスポーツ振興を推進します

○ 住民自らが自由に参加できる住民主導型の地域スポーツクラブを支援します。

○ 住民が自らの体力や年齢に応じた健康づくりをはじめ、あらゆるスポーツに親しむことができる生涯スポーツの普及に努めます。

④ 住民のスポーツ指導体制を確立します

町体育協会、スポーツ関係団体と連携し、生涯スポーツの指導者養成や地域スポーツクラブ等団体の育成を支援します。

## 第4章 豊かな地域産業づくり 《活力》

### 4-1 産業間の連携と人材を育成するまちづくり

#### <基本方針>

子育てや介護など、雇用環境の整備を進め、後継者育成などにシルバーパワーの発揮される地域づくりを推進するとともに、酒造従事者の技能の研鑽や後継者確保への支援を行い、能力発揮の場の確保に努めます。

また、商店街では空き店舗の有効利用を図り、年間110万人に達する観光客に対応した街並み、店舗づくりとともに、多様なビジネスの育成・支援を推進します。

#### (1) 人材を育成し、地域産業を元気にします

##### <施策の内容>

##### ① 産業技術を伝承し、後継者を育成します

酒造など伝統産業技術の後継者育成に努めます。杜氏館等において、観光・交流資源として伝統技術を活用し、また後継者育成を進める団体を助成します。

##### ② 企業を誘致し、雇用を促進します

○ 求人情報などの収集・提供体制を充実させることにより、多種多様な雇用機会の拡大に努めます。また、子育て・介護環境の整備とともに企業誘致を図り、雇用を確保します。

○ 製造業に限らず、本町の情報通信基盤を活用した事業所の誘致を図ります。

##### ③ 各種団体を育成・連携し、産業を活性化します

○ 商工会や観光協会など、地域振興の担い手となる団体を育成し、既存団体の情報交換等の場づくりを進め、産業間・団体間等の連携と交流を図ります。

○ 高速情報通信基盤を活用して、SOHC<sup>\*8</sup>・サテライトオフィス<sup>\*9</sup>の検討を図ることをはじめ、環境共生的な企業誘致や地域福祉と連携したコミュニティビジネス<sup>\*10</sup>などにより、産業の活性化をめざします。

### 4-2 自然活用型産業を振興するまちづくり

#### <基本方針>

○ 水田や山林は単に生産手段にとどまらず、水源の涵養、洪水調節、崩壊防止などの国土保全、森林浴のできる保養の場として、多面的・公益的な機能をもっています。今後は、「新温泉町農業振興地域整備計画」に沿って、農地の流動化など経営基盤の強化や集落営農等担い手育成の更なる推進に努めるとともに、グリーンツーリズム等の交流事業と連携し、農業振興を図り、農山村が持つ多面的機能を維持します。

○ JA等関係団体と連携し、主産物である米、野菜、果樹栽培の有機栽培の推進によるブランド化の確立、産地直送品や加工品などの新たな特産品づくりを進め、朝市等での生鮮農産物の直販体制を推進します。

○ 安定した水産物の供給体制を確保するため、漁業協同組合と連携を強め、漁港の

整備と維持管理、漁場の造成、重要魚種の増殖放流による資源管理の推進に取り組むとともに、外国人漁業実習生の受け入れを支援し、漁業経営基盤の安定に向けた水産振興を図ります。

- 畜産業においては、子牛生産から肥育・食肉販売までを行う地域内一貫生産・販売の体制づくりに努めます。
- 地域産品の販路を拡大し地域の雇用を創出するため、農林水産物の加工・特産品化を推進します。  
また、地域内の産品を地域で流通させるしくみを充実させ、地域での「ヒット商品」を生み出します。「浜坂の港」「湯村温泉」など、港や温泉地のイメージを有効に活用するとともに、世界ジオパークの認定を生かした町内産品のブランド力アップを推進します。
- 農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工、流通販売を複合化する「6次産業化」<sup>\*11</sup>を推進し、農・水産業の活性化を図ります。

### (1) 生産基盤や体制を整えます

#### <施策の内容>

- ① 農業経営基盤を強化し農地を保全します
  - ほ場整備を推進します。
  - 農地の流動化及び集落営農等担い手の育成を推進します。
  - 有害鳥獣対策を充実します。
- ② 林道等の林業生産基盤を充実させます
  - 林道の整備を進め、また既存林道の維持管理を行います。
  - 環境林としての森林整備を行い、森林経営計画に沿った施策を支援します。
  - 山林を適切に管理し災害に強い森をつくります。
  - しいたけやワサビ等の林産物生産の振興を図ります。
- ③ 漁港の整備と漁業資源の管理・育成に努めます
  - 浚渫等の漁港整備を進めます。
  - 漁場の造成や種苗放流、魚礁等の調査を進めます。
  - アユやヤマメ、サクラマスなど、岸田川の漁業資源を守り育てます。
- ④ 「但馬牛」の生産から肥育までの一貫生産体制を整えます
  - 利子補給や流死産共済等を充実させ、経営の安定化を図ります。
  - 共進会等を開催し、高品質の牛の生産を奨励します。
  - 但馬牛の生産拠点として、優良牛確保と飼育頭数の増頭を図り、生産体制の規模拡大を推進します。

### (2) 産品の付加価値を高め、販路を拡大します

#### <施策の内容>

- ① 地域特産物の開発を支援します
  - 畜産と耕種農業を結びつけた「但馬牛」ブランド農産物の開発、「浜坂の松葉がに」と「湯村の温泉」のブランドイメージを結び付けた情報発信、ブランド化の名称検討など、地域産品のブランド化を推進します。
  - 農林水産物の地域内消費や、加工による特産品開発を推進し、アンテナショップ<sup>\*12</sup>やインターネット販売などの産直流通体制を整えます。

### 4-3 交流型産業を振興するまちづくり

#### <基本方針>

- 豊富で貴重なジオスポットなどの自然資源を単に日帰り型観光資源として提供するのではなく、滞在型の保養、宿泊基地としての魅力とリンクさせるよう、既存の観光資源の活用度を高めます。温泉や海水浴だけでなく、自然体験、歴史学習等、自然資源を多面的に活用するための施設整備やイベント企画を進め、都市部へ情報発信するとともに、東アジアをはじめ海外からの観光客も視野に入れた観光地をめざします。  
また、景観形成事業など、50年、100年先を見据えた「まちづくり」を住民の参画により進め、住民自らが町の価値を高めていきます。
- ジオパークネットワーク等の組織を強化し、観光事業への地域住民の参画の度合いを高めることで、地域の総合力を高めるとともに、農漁村の体験交流事業を観光メニュー化するなどホスピタリティとオリジナリティを追及し、交流事業のより一層の広がりを図り、交流人を増大させます。
- 観光、交流、定住を一つの流れとして捉え、「定住促進」を目的とした交流事業を実施します。本町を訪れ、単に自然資源を消費するだけの交流人ではなく、地域と協働してまちづくりに取り組む交流人の定住化をめざします。
- 各戸への配湯など、温泉地らしい自然環境に優しい本町的生活スタイル、都市住民の懐かしいふるさととしてのイメージをアピールし、「訪れてよし、住んでよし」のまちを推進します。
- 山陰海岸ジオパークのジオスポットやモデルコースの案内看板を設置し、遊覧船発着場を移設するなどジオパークの拠点整備を進めます。
- 観光組織の連携を図り、ジオツーリズム、いなか体験型交流等を推進し、交流人口の拡大を図ります。

#### (1) 魅力あふれる観光地をつくります

##### <施策の内容>

##### ① 観光資源を整備・充実・活用します

農家民宿等への宿泊等の検討をはじめ、既存の観光資源を住民等で再評価し、活用することを進めます。さらに道の駅をはじめ自然資源を高度に活用した施設整備、町並みや海岸、山岳、田園等のジオパーク資源を活用した景観整備など、あらたな観光資源を整備します。

##### ② 観光組織の構築と連携を図ります

- 観光協会等と町との連携による一体的な観光事業を展開するとともに、ジオパークエリア内の広域的な連携を推進します。
- それぞれの地域において多様な観光プログラムを展開できるようにするため、指導者を確保、育成していくほか、かにソムリエをはじめ体験観光インストラクター、ジオガイド等の観光ボランティアガイドなどを育成し、地域全体としてのもてなしの心を育みます。

##### ③ 観光施設のネットワーク化を図ります

観光施設を最大限活用するため、まちなか歩きや湯巡りをはじめ、多様化する

来訪者のニーズに応えられる各観光資源・施設間の新たなルート設定など点から線、さらに面へと結びつけるとともに、他市町との連携によりジオパークエリアを一体としたネットワークを構築していきます。

## (2) 交流事業を充実し、ブランド化します

### <施策の内容>

#### ① 魅力ある交流イベントを開催します

既存イベントの開催日等の連携をはじめ、住民の参画と協働による全町的に連携の図れるイベントを開催することによって、住民の一体感を高めるとともに、新たな観光客・リピーターを増やします。

## (3) 定住を促進し、後継者・担い手を育成します

### <施策の内容>

#### ① 若年層の定住化と団塊の世代<sup>※13</sup>等の受入れを図ります

各産業の後継者確保や担い手の育成、雇用対策の充実とあわせ、定住促進住宅取得助成金制度による若者の定住促進を図ります。また、UIJターン受入れ体制の拡充を図るため、農地付住宅の整備・分譲、空き家の期限付き町営住宅化等、受け皿となるハードを整備します。

## (4) 観光情報を発信します

### <施策の内容>

#### ① 都市部への情報発信を充実します

- 松葉がにやホタルイカ等の水産資源と山岳、溪流など、浜坂・温泉両地域の観光資源を関連づけた情報発信を充実します。また、山陰海岸ジオパークは、世界に誇る観光資源を有していることから、山陰海岸ジオパーク推進協議会や関係市町村と連携しながら国内外に積極的な情報の発信を行います。
- 町・観光関連団体・地域住民や町の観光大使との連携によって観光情報の共有を図るとともに、観光パンフレット、情報誌、ホームページ、インターネット、スマートフォン（多機能携帯電話）等、各種広報媒体を活用するとともに、体験交流ガイドブックの充実を図り、タイムリーで質の高い観光情報の発信に努めます。

## 4-4 商工業を活性化するまちづくり

### <基本方針>

地域雇用を担う商工業の育成に努め、サービスや技術力を高める産業活動の活性化の促進、地域資源の高付加価値化あるいはニッチ産業<sup>※14</sup>など新分野進出のための情報提供、産観学行政連携、研究開発等の支援を推進します。また、新温泉町出身者、各界の識見者による産業活性化アドバイザー会議を引き続き開催し、町内産業活性化に向けての活路を開きます。

高齢社会や情報社会を踏まえ、消費者ニーズに対応した機能的な商業環境づくりや地域コミュニティを生かしたしくみづくりなどを進めるとともに、商工会の運営を強化し、経営指導の拡充、各種資金制度の活用や地域内購買促進対策等により、こ

わりや個性のある経営、にぎわいとふれあいの機能を高め、活力ある商店街形成を推進します。

さらに、水産加工業をはじめ製造業の生産性向上のための設備投資、新技術導入、開発についての支援に努めます。

### (1) 商店街や地域の中小企業を活性化します

#### <施策の内容>

#### ① 商店街を活性化します

商工業の活性化に向けて、商工会との連携を図りながら、経営者の経営力向上や浜坂駅前をはじめとした空き店舗の多面的活用などに取り組みます。

#### ② 中小企業を活性化します

融資制度や産観学行政等の積極的活用により、地元企業の経営基盤強化や新たな技術開発・商品開発を支援します。

## 第5章 住みたくなる環境づくり 《快適・生活環境》

### 5-1 自然を守り育てるまちづくり

#### <基本方針>

森林・農地の有効活用と適正な保全管理は、本町にとって重要な課題であり環境へ配慮しながら生産基盤の強化を図ります。

また、自然景観の保全について、慣れ親しんできた森林、田畑、河川、海岸環境の機能維持と景観保全活動を促進します。

#### (1) 森林・水辺・田園環境づくりを進めます

##### <施策の内容>

##### ① うるおいのある森林づくりを進めます

森林の公益的機能を高め、健全な森づくりを推進するため、間伐を促進するとともに森林技術者の育成・確保に努めます。

##### ② 松くい虫被害の予防と早期駆除をします

飛砂防備保安林の浜坂県民サンビーチ松林をはじめとする松枯れを防ぎ、被害の蔓延を防ぎます。

##### ③ 恵みのある農地を保全します

農業生産の維持を図りながら、耕作放棄の発生を防止し、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能を確保します。

##### ④ 河川の機能維持を促進します

美しい水辺を維持するための周辺環境に配慮した護岸の整備や、親水広場の整備を行い、景観保全活動を促進します。

#### (2) 自然公園としての保全や活用を進めます

##### <施策の内容>

##### ① 貴重な自然環境を保全します

山陰海岸国立公園や上山高原エコミュージアム<sup>※15</sup>等において、各種住民団体と行政が協働して自然環境保全や資源の活用に努め、災害に強く、人と自然が共生したまちづくりを進めます。

### 5-2 快適な生活ができるまちづくり

#### <基本方針>

○ 豊かな自然環境のなか、快適で利便性の高い生活が営め、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、季節感、生命感あふれる多彩な自然と人々が共生できる、美しく、うるおいのある郷土づくりを推進します。

○ 住民生活の利便性、快適性、安全性の向上に努め、都市構造の強化、発展に積極的に取り組みます。

また、豊かな自然環境を生かしながら、個性と特色ある浜坂・温泉両地域の優れた特性を發揮し、均衡ある発展を図るため、2つの「ふるさと核」を拠点として機能性の高い都市基盤づくりを進めます。

- 交通手段の多様な地域づくりを図るとともに、集落内道路の整備や幹線道路の拡幅改良、防災、防雪等による安全性、利便性の向上を図ります。
- 上水道・簡易水道は計画的な改良を行い、安全で安心な水道水の供給に努めます。
- 「情報化計画」に基づいて、地域情報基盤の整備促進に努めます。

### (1) 安らぎのある生活空間を生み出します

#### <施策の内容>

#### ① 美しいまちづくりを進めます

アドプトプログラム<sup>※16</sup>、ボランティアサポート等の活動を支援し、海岸部をはじめ地域の環境美化に努めるとともに、魅力ある景観の創出を住民参加で進めます。

#### ② 憩いのある公園づくりを進めます

安らぎとコミュニティ形成の場とするとともに、近隣地域との連携・交流を図るために、公園緑地等を維持し、うるおいとやすらぎのある生活空間の整備を進めます。

また、個性的な公園・緑地の創造につながる、住民による地域の緑化活動を支援します。

#### ③ 土地利用を明確化します

土地の明確化を図るため、地籍調査を進めます。

### (2) 市街地の整備を進めます

#### <施策の内容>

#### ① 中心市街地の活性化を進めます

駅周辺の整備、市街地の再整備など防災にも配慮した良好な市街地形成を図ります。

#### ② 新市街地を整備します

地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道のインターチェンジの誘致をふまえた周辺の整備及びアクセスを検討します。

### (3) 人に優しい交通体系の整備充実を図ります

#### <施策の内容>

#### ① 交通手段の多様化を図ります

公共交通網を充実するために、バス路線の効率的かつ利便性のある運行の検討、但馬空港・鳥取空港の利用促進を進めます。

#### ② 安全で効率的な道路網を整備します

防雪・災害防除等の安全施設の整備と拡幅改良等を積極的に進め、一層の利便性と安全性の向上を図ります。

### (4) 上・下水道を充実します

#### <施策の内容>

#### ① 安全で安定的な水道水を供給します

老朽化した水道施設の改良整備を行うとともに、安定供給と水質向上を図ります。また、非常時の飲料水確保のための体制を確立します。

② 生活排水の浄化に努めます

良好な水環境の保全と生活環境の改善に向け、集合処理区域の接続率の向上と小型合併処理浄化槽の促進を図るとともに、生活排水処理施設の整備を推進します。

(5) 情報・通信基盤の整備を進めます

<施策の内容>

① 地域情報基盤の整備と充実を進めます

- 快適な生活環境を維持し、高めるため、「いつでも、どこでも、だれでも」住民サービスを楽しむことができるよう、ICT<sup>\*17</sup>を活用した住民サービスの提供を拡充するとともに、高度情報通信社会に対応した情報基盤の整備に努めます。
- NHKラジオ放送の難聴エリアや携帯電話の不通話エリア等の解消対策を電気通信事業者と連携しながら進めます。

5-3 地球環境に優しいまちづくり

<基本方針>

地球規模の環境破壊が社会問題となっている現状で、環境への負荷を低減することは、生活する上でのもっとも基本的な課題であり、日常生活で住民一人ひとりの取り組みを充実します。

また、ごみの再資源化に努め、省資源・省エネルギー対策を進めるとともに、再生可能エネルギーを活用したまちづくり「エコ・コンパクトタウン構想」の取り組みを進めます。

(1) 環境への負荷を低減します

<施策の内容>

① ごみの減量化を進めます

- 住民・事業者との協働による5R運動<sup>\*18</sup>の展開を図り、ごみの分別による資源化や減量化に努めます。
- 環境再生に向けた住民の自主的活動を支援します。

② ごみを適正に処理します

北但地域の関係市町と連携して、環境に配慮した高度なごみ処理施設の整備を図ります。

③ 公害防止を進めます

公害監視に努め、ごみの不法投棄などを未然に防ぎます。

④ エコ・コンパクトタウンを進めます

自然の恵みを活かした環境に優しいまちづくりを進めるとともに、エネルギーの自給と地域の活性化をめざし、太陽光、地熱、風力、バイオマス、水力等の再生可能な資源から生み出されるエネルギーを活用したまちづくりを進めます。

## (2) 限りある資源を有効に活用します

### <施策の内容>

#### ① ごみの資源化を進めます

ごみの資源化を推進し、地域住民が行う資源ごみ回収運動を奨励します。

#### ② 省エネルギーの取組みを推進します

地球温暖化の防止と資源の効率的な利用を図るため、省エネルギーの取組みを推進します。

#### ③ 温泉を保護し、有効に活用します

98℃の熱泉と豊富な湯量を誇る湯村温泉をはじめ浜坂温泉、七釜温泉、二日市温泉等の温泉資源の適正な管理と保護に努めます。また、温泉各戸配湯事業とともに温泉エネルギーの更なる活用を図ります。

(付表) まちづくりの施策体系表

政策	施策	単位施策	基本事業	
1. 人と人との豊かな関係づくり	1-1 住民が積極的に社会活動に参加するまちづくり	(1) 行政情報の提供・公開と住民意見の聴取を進めます	①住民に分かりやすい情報を提供します ②住民の声を積極的に聴取します	
		(2) 住民の活発な活動を支援します	①住民の参画と協働を進めます ②自主活動団体等を支援します	
	1-2 健全な行財政を運営するまちづくり	(1) 効率的な行財政運営を推進します	①公正でシステム化した事務処理に努めます ②住民に信頼される事務を行います ③行政コストの削減に努めます	
		(2) 広域的な行政を推進します	①他市町等と連携して事業を進めます ②定住自立圏構想に取り組みます	
	1-3 連携・交流を促進するまちづくり	(1) 地域コミュニティの活性化を促進します	①地域活動の拠点整備を図ります ②地域コミュニティの活動を応援します ③町内における地域間交流を促進します	
		(2) 隣接地域や国内との連携・交流を促進します	①他市町等との住民交流を図ります ②山陰海岸ジオパーク構想を推進します	
		(3) 海外の国と人との連携・交流を促進します	①国際的視野をもった住民を育てます ②外国人が住みやすいまちをつくります	
	2. 安心な暮らしづくり	2-1 災害に強いまちづくり	(1) 災害に強いまちをつくります	①災害に強い基盤をつくります ②住民の防災意識を高めます ③防災体制を充実します ④消防救急体制を充実させます ⑤「国民保護計画」に基づき、体制を整えます
		2-2 安心に暮らせるまちづくり	(1) 安心に暮らせるまちをつくります	①交通事故のない町をめざします ②安心して消費生活ができるまちをつくります
2-3 健康に生きるまちづくり		(1) 住民自らの健康づくりを支えます	①生涯にわたる生活習慣病予防の確立を進めます ②保健・医療・福祉・教育機関との機能的連携により健康づくりを支えます	
2-4 安心して子育てができ、高齢者や障がい者等が暮らせるまちづくり		(1) 安心して子育てができ、高齢者や障がい者等が暮らせるまちをつくります	①地域福祉の充実に努めます ②仕事と子育ての両立支援に努めます ③高齢者等が安心して暮らせるように支援します ④介護サービスで高齢者が自立できるよう支援します ⑤障がい者等が自立できるよう支援します ⑥高齢者や障がい者への理解を深める教育を充実します	
3. こころ豊かな人づくり	3-1 人権が尊重されるまちづくり	(1) 人権を尊重したまちづくりを進めます	①人権問題の解消に向けた推進体制を確立します ②人権意識の高揚に向けた啓発活動を行います	
		(2) 男女共同参画社会づくりを進めます	①男女共同参画のまちづくりを推進します	
	3-2 次世代の担い手を育成するまちづくり	(1) 家庭・地域・学校の連携による教育環境をつくります	①住民参加による教育環境の充実に努めます ②参加・体験型学習の充実に努めます	
		(2) 青少年が健全に育つ環境づくりを進めます	①青少年を取り巻く環境整備を図ります ②児童の健全育成を図ります	
		(3) 学校教育環境の充実に努めます	①通学環境の改善に努めます ②教育施設の整備・改善を図ります ③教育環境の整備・指導体制の充実に努めます ④健康管理・食環境の改善を図ります	
		(4) 郷土への理解と愛着を育みます	①ふるさとを愛する次世代の担い手を育成します	
	3-3 生きがい・楽しみ・誇りづくり	(1) 地域の歴史文化を守り、育みます	①地域文化の継承と創造を図ります ②郷土文化の保護・保存・活用を図ります ③歴史的景観の保護・保存・活用を図ります	
(2) 芸術や文化を育みます		①芸術・文化団体を育成・支援します ②住民の芸術・文化の鑑賞と創作活動を促進します ③地域における世代間交流を推進します		
(3) 楽しみや生きがいを感じる学習・スポーツの場や機会をつくります		①生涯学習のための推進体制を確立します ②生涯学習施設の整備充実に努めます ③住民のスポーツ振興を推進します ④住民のスポーツ指導体制を確立します		

政策	施策	単位施策	基本事業
4. 豊かな地域産業づくり	4-1 産業間の連携と人材を育成するまちづくり	(1)人材を育成し、地域産業を元気にします	①産業技術を伝承し、後継者を育成します ②企業を誘致し、雇用を促進します ③各種団体を育成・連携し、産業を活性化します
	4-2 自然活用型産業を振興するまちづくり	(1)生産基盤や体制を整えます	①農業経営基盤を強化し農地を保全します ②林道等の林業生産基盤を充実させます ③漁港の整備と漁業資源の管理・育成に努めます ④「但馬牛」の生産から肥育までの一貫生産体制を整えます
		(2)製品の付加価値を高め、販路を拡大します	①地域特産物の開発を支援します
	4-3 交流型産業を振興するまちづくり	(1)魅力あふれる観光地をつくります	①観光資源を整備・充実・活用します ②観光組織の構築と連携を図ります ③観光施設のネットワーク化を図ります
		(2)交流事業を充実し、ブランド化します	①魅力ある交流イベントを開催します
		(3)定住を促進し、後継者・担い手を育成します	①若年層の定住化と団塊の世代等の受入れを図ります
(4)観光情報を発信します		①都市部への情報発信を充実します	
4-4 商工業を活性化するまちづくり	(1)商店街や地域の中小企業を活性化します	①商店街を活性化します・ ②中小企業を活性化します	
5. 住みたくなる環境づくり	5-1 自然を守り育てるまちづくり	(1)森林・水辺・田園環境づくりを進めます	①うるおいのある森林づくりを進めます ②松くい虫被害の予防と早期駆除をします ③恵みのある農地を保全します ④河川の機能維持を促進します
		(2)自然公園としての保全や活用を進めます	①貴重な自然環境を保全します
	5-2 快適な生活ができるまちづくり	(1)安らぎのある生活空間を生み出します	①美しいまちづくりを進めます ②憩いのある公園づくりを進めます ③土地利用を明確化します
		(2)市街地の整備を進めます	①中心市街地の活性化を進めます ②新市街地を整備します
		(3)人に優しい交通体系の整備充実を図ります	①交通手段の多様化を図ります ②安全で効率的な道路網を整備します
		(4)上・下水道を充実します	①安全で安定的な水道水を供給します ②生活排水の浄化に努めます
		(5)情報・通信基盤の整備を進めます	①地域情報基盤の整備と充実を進めます
	5-3 地球環境に優しいまちづくり	(1)環境への負荷を低減します	①ごみの減量化を進めます ②ごみを適正に処理します ③公害防止を進めます ④エコ・コンパクトタウンを進めます
		(2)限りある資源を有効に活用します	①ごみの資源化を進めます ②省エネルギーの取組みを推進します ③温泉を保護し、有効に活用します

# 資 料

## 諮 問 書

諮 問 第 35 号  
平成23年12月20日

新温泉町総合計画審議会会長 様

新温泉町長 岡 本 英 樹

新温泉町総合計画（後期基本計画）について（諮問）

新温泉町総合計画（後期基本計画）を策定したいので、新温泉町総合計画審議会条例第2条の規定により諮問します。

平成24年3月26日

新温泉町長 岡本英樹 様

新温泉町総合計画審議会  
会長 馬場正男

新温泉町総合計画（後期基本計画）について（答申）

平成23年12月20日付け諮問第35号で諮問のあった新温泉町総合計画（後期基本計画）については、本審議会において審議した結果、別添のとおり答申いたします。

なお、総合計画（後期基本計画）の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、それぞれの施策評価と事務事業評価による進捗管理を行うとともに、住民参加のもとで着実な計画の実現に努められるようお願いいたします。

## 資料 2

## 新温泉町総合計画審議会の審議経過

第1回	審議会 平成23年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・審議会会長に馬場正男氏、副会長に橋本達司氏が選任された。</li> <li>・後期基本計画について、町長から会長に諮問された。</li> <li>・策定方針、スケジュール等を確認した。</li> <li>・平成23年度に実施した、施策評価及び事務事業評価の結果を説明し報告した。</li> </ul>
第2回	審議会 平成24年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度に実施した、施策評価及び事務事業評価の結果を説明し報告した。</li> <li>・後期基本計画（案）について、審議した。</li> </ul>
第3回	審議会 平成24年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期基本計画（案）について、審議・決定した。</li> </ul>
	平成24年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画審議会の答申</li> </ul>

## 団体等ヒアリングの開催

開催日	区分	団体名
平成23年12月15日	まちづくり団体等	但馬浜坂ふるさと塾
平成24年1月12日	まちづくり団体等	上山高原エコミュージアム
平成24年1月12日	産業関連団体	新温泉町商工会青年部
平成24年1月13日	まちづくり団体等	いちごクラブ
平成24年1月24日	産業関連団体	湯村温泉観光協会
平成24年1月24日	産業関連団体	たじま農業協同組合(温泉支店)
平成24年1月25日	産業関連団体	浜坂観光協会
平成24年1月25日	産業関連団体	浜坂町漁業協同組合
平成24年2月8日	まちづくり団体等	新温泉町婦人会
平成24年2月8日	産業関連団体	新温泉町商工会

## 新温泉町総合計画審議会 委員名簿

No	氏 名	備	考
1	井 筒 重 美	浜坂町漁業協同組合	
2	猪 坂 悦 司	新温泉町商工会	
3	上 島 元 子	知識経験	
4	太 田 昭 雄	新温泉町自治連合会	
5	岡 坂 峰 雄	町議会議員	
6	岡 部 良 一	知識経験	
7	川 元 勝 利	農業委員	
8	坂 本 明	新温泉町社会福祉協議会	
9	西 脇 明	町議会議員	
10	橋 本 達 司	たじま農業協同組合	副会長
11	馬 場 正 男	新温泉町自治連合会	会 長
12	藤 井 宏 子	新温泉町婦人会	
13	松 岡 秀 明	浜坂観光協会	
14	松 元 襄 司	湯村温泉観光協会	
15	宮 階 愛 子	教育委員	

(氏名五十音順)

**新温泉町総合計画（後期基本計画）**

発行／新温泉町企画課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1

TEL (0796)82-3111(代表) FAX (0796)82-3054

URL <http://www.town.shinonsen.hyogo.jp>